（三十七）・（三十八）	（略）	（略）
（三十九）	（略）	（略）
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　作業条件の調査
	二　（略）	二　（略）
（四十）	（略）	（略）
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　作業条件の調査
	二～四　（略）	二～四　（略）
（四十一）	（略）	（略）
	一・二　（略）	一・二　（略）
	（削る）	
	三・四　（略）	三　全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目
		四　尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査
		五・六　（略）
（四十二）	（略）	（略）
	一　（略）	一　（略）
	二　赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査	二　全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査
	三・四　（略）	三・四　（略）
	五　神経学的検査	五　神経医学的検査
	六　（略）	六　（略）
（四十三）	（略）	（略）
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　作業条件の調査
	二　（略）	二　（略）
（四十四）	（略）	（略）
	一・二　（略）	一・二　（略）
	三　赤血球数等の赤血球系の血液検査	三　全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
	四　医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエツクス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスフアターゼ若しくはカルシウムの量の測定	四　医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエツクス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスフアターゼ若しくはカルシウムの量の測定
（四十五）	（略）	（略）
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　作業条件の調査
	二　（略）	二　（略）